

「インフラの品質確保とその担い手の確保」に係る制度改正と施策展開の全体イメージ(案)

～ 現場の人手不足、行き過ぎた価格競争、発注者のマンパワー不足、受発注者の負担増大等へ対応 ～

公共工事の基本となる「品確法」を中心に、密接に関連する「入契法」「建設業法」についても三位一体として必要な改正を検討し、担い手の確保を実現

インフラの品質確保とその担い手確保のための入札契約制度の改革 = 品確法改正

- 将来にわたる公共工事の品質確保と其中長期的な担い手の確保への配慮を明確化
 - 事業の性格や地域の特性に応じて選択できる多様な入札契約方式の導入・活用 → 行き過ぎた価格競争是正、元請から技能労働者までの持続可能性確保等
技術提案競争・交渉方式(仮称)、受発注者の負担軽減に資する段階選抜方式や総合評価落札方式の二極化等の推進、契約の透明性を高める方式
CM方式など発注者支援に資する方式、複数年度契約、複数工種・工区等一括発注、事業協同組合等による共同受注方式 等
 - 中長期的な品質確保のための施工力・技術力の維持向上にも資するとの観点からの入札契約の各段階での評価等の見直し
(経営事項審査や総合評価等において、若手技術者や技能労働者等の確保・育成の状況、機械保有の状況等の評価を検討)
 - 適切な維持管理、点検・補修等によるインフラメンテナンス対応や災害対応等の地域維持体制の確保への配慮 ■工事完成後も含めた品質確保に向けた取組
 - ダンピング防止 ■予定価格のより適正な設定を明確化 ■調査(点検・診断を含む)・設計業務の品質確保に向けた取組(知識、技術を有する者の能力活用等)
 - 発注体制が十分でない発注者への支援強化 ■施工状況の評価資料等の集積、活用と発注者間での共有促進
 - 債務負担行為の活用等による発注の平準化、工期の適切な設定 ■発注者間での連携体制の強化 等
- ※透明性、公正性、必要かつ十分な競争性確保に留意

担い手確保のための制度・施策の強化

- ダンピング防止を入札契約適正化の柱として明確化◆
- 入札の際に入札金額の内訳を提出(見積能力のない業者の排除・ダンピング防止)◆
- 公共工事設計労務単価の適切な設定(H25.4大幅引上げ)
- 低入札価格調査制度の充実・強化(H25.5低入札価格調査基準の引上げ)
- 適正な積算基準の設定
- 適正な工期設定や設計変更の推進
- 歩切りの根絶や失格基準の活用等の推進
- 担い手育成や契約適正化等に自主的に努める一定の建設業者団体を認定★
- 経営事項審査や総合評価における若手技術者、登録基幹技能者等の評価を検討
- 技術者の経験、資質向上の取組み等を反映した技術検定試験の受検資格要件の緩和を含む技術者制度の見直し(一部H26年度から)
- 元下間での法定福利費を内訳明示した標準見積書の活用
- 新しい入札契約方式等に取り組む地方公共団体への支援を強化 等

透明性・公正性、適正な競争性の確保、適正な施工確保の徹底

- 提出された内訳書について談合防止の観点からも確認◆
- 適正取引の相談機能強化
- 予定価格等の事後公表化の推進
- 社会保険未加入業者への指導監督
- 関係部局と連携した調査の実施等による不正行為の排除徹底
- 公共工事での施工体制台帳の作成・提出義務の拡大◆
- 業種区分や建設工事の内容・例示等の見直しによる適正な施工確保★
- 許可行政庁と公共工事発注者の協力による暴力団排除の徹底◆★ 等

※品確法：公共工事の品質確保の促進に関する法律 入契法：公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
※品確法の検討(法令、基本方針等)にあわせ、予算決算及び会計令や地方自治法施行令等の改正の必要性について十分検討
※上記各項目は、今後の詳細な検討の結果、変更があり得る。また、◆は入契法関連、★は建設業法関連で法律改正も含め検討する事項